

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和3年9月29日（水）
13時30分～
市役所5階 特別会議室

次 第

議 題

（1）緊急事態宣言解除に伴う本市の対応について

【現状】

- ◇感染状況と医療提供対策状況について
- ◇学校園等の状況について

【要請内容】

- ◇府知事からの要請内容について

【本市の対応】

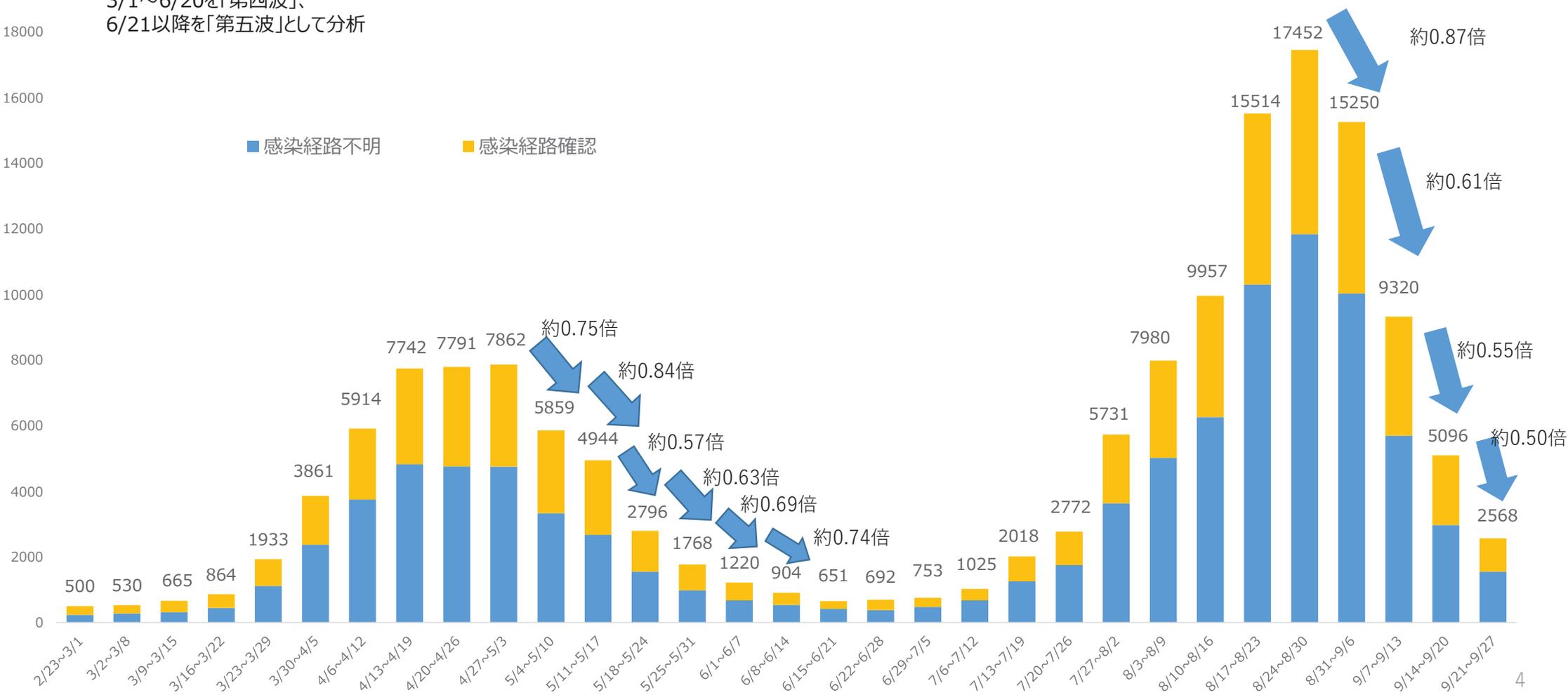
- ◇知事要請に対しての本市の対応について

（2）その他

7日間毎の新規陽性者数(9月27日時点)

◆ 新規陽性者数は第四波を上回る速度で急激に減少。
 しかし、直近1週間で平均約367名/日の新規陽性者数が確認されており、依然、高水準(第五波当初 100人弱/日)。

3/1~6/20を「第四波」、
 6/21以降を「第五波」として分析



第五波 10代以下の新規陽性者やクラスター等の状況

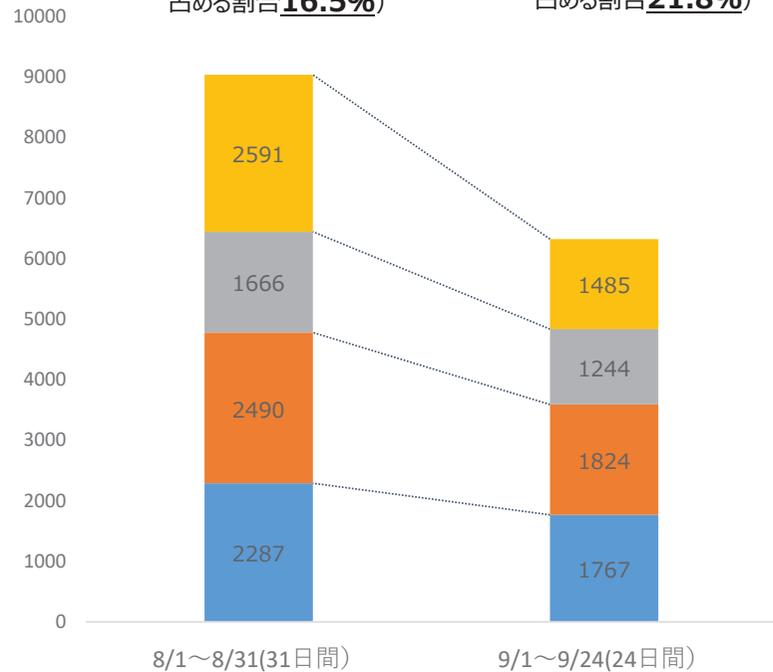
◆ 9月に学校が本格的に始業し、小学校、中学校、高校でのクラスターが8月に比べさらに増加。
18歳以下の新規陽性者数は減少したが、全体に占める割合は増加している。

■ 第五波 18歳以下新規陽性者数の推移（8/1～9/24時点）

未就学児、小中学生、高校生等の新規陽性者数の推移

9,034人
(新規陽性者数に
占める割合16.5%)

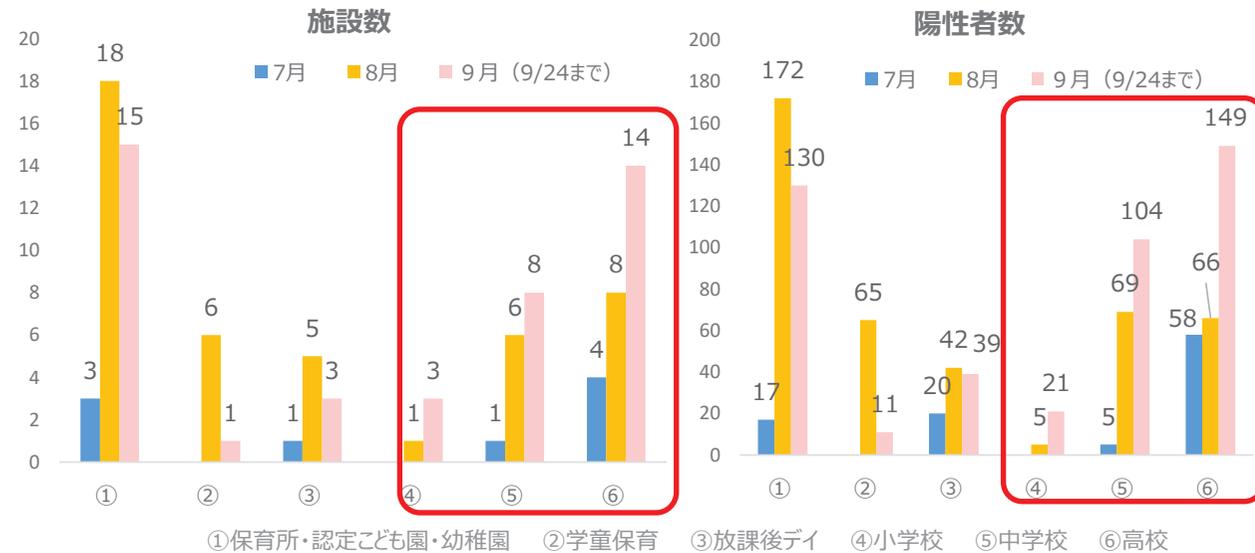
6320人
(新規陽性者数に
占める割合21.8%)



■ 未就学児 (0~6歳) ■ 小学生 (6~12歳) ■ 中学生 (12~15歳) ■ 高校生等 (15~18歳)

※HER-SYSより抽出

■ 第五波 児童・学校関連クラスター発生状況（7/1～9/24時点）



①保育所・認定こども園・幼稚園 ②学童保育 ③放課後デイ ④小学校 ⑤中学校 ⑥高校

■ 府立学校（高校・支援学校 全176校）臨時休業・府立学校在籍の新規陽性者数

	7月	8月	9月 (24日時点)
臨時休業した学校数 (のべ数)	37校	143校	146校
府立学校在籍の陽性者数 (うち、教職員数)	170名 (うち16名)	1054名 (うち65名)	636名 (うち29名)

新規陽性者と重症・死亡例のワクチン接種歴（令和3年9月19日判明時点）

- ◆ 6月以降の新規陽性者のうち、2回接種後14日以降に陽性となった者は2,091名であった。
2,091名のうち、重症化した者は15名、死亡に至った者は13名（重症例15名のうち、2名は死亡のため重複）。
- ◆ ワクチン接種歴別の重症・死亡の割合は、未接種者に比べ、2回接種後14日以降に陽性となった者の方が低かった。

年代別新規陽性者と重症・死亡例のワクチン接種歴（6/1から9/19判明分）

	新規陽性者数 【A】	2回接種後14日以降に発症						接種なし・不明						その他 (1回接種済または2回接種後14日未満や発症日等不明)					
		陽性者数 【B】	割合 【B/A】	重症 【C】	重症者の割合 【C/B】	死亡 【D】	死亡者の割合 【D/B】	陽性者数 【E】	割合 【E/A】	重症 【F】	重症者の割合 【F/E】	死亡 【G】	死亡者の割合 【G/E】	陽性者数 【H】	割合 【H/A】	重症 【I】	重症者の割合 【I/H】	死亡 【J】	死亡者の割合 【J/H】
20・30代	42,274	422	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	39,781	94.1%	84	0.2%	4	0.0%	2,071	4.9%	4	0.2%	1	0.0%
40・50代	25,425	561	2.2%	1	0.2%	0	0.0%	22,045	86.7%	483	2.2%	44	0.2%	2,819	11.1%	44	1.6%	1	0.0%
60代以上	7,375	1,077	14.6%	14	1.3%	13	1.2%	4,967	67.3%	295	5.9%	174	3.5%	1,331	18.0%	42	3.2%	37	2.8%
総計	96,067	2,091	2.2%	15	0.7%	13	0.6%	87,460	91.0%	865	1.0%	223	0.3%	6,516	6.8%	90	1.4%	39	0.6%

※無症状病原体保有者は報道提供日-1日を発症日とした。

※ワクチン接種状況及び発症日は保健所による聞き取りやHER-SYSデータに基づく（9月19日判明時点）

※重症率及び死亡率は陽性者数に占める重症者・死亡者の割合。割合は9月19日時点までの重症及び死亡者数に基づく。今後、重症及び死亡者数・新規陽性者数の推移により変動。

入院・療養状況(9月27日時点)

		重症病床	軽症中等症病床	宿泊療養施設
確保 計画	フェーズ1	150床	1,100床	800室
	フェーズ2	230床	1,700床	1,600室
	フェーズ3	320床	2,000床	2,400室
	フェーズ4 (非常事態)	420床	2,350床	4,000室
	フェーズ5 (※災害級非常事態)	580床 (※)	2,500床 (※)	6,000室
	フェーズ6	—	—	8,400室
確保数等		確保数605床	確保数2,798床	8,408室
入院・療養者数 (別途、自宅療養 2,847人)		153人	1,076人	895人
利用率		25.3% (入院者数153/確保数等605) 大阪モデルに基づく利用率は、47.8% (入院者数153/確保病床数320)	38.5% (1,076/2,798)	10.6% (895/8,408)
運用率		34.9% (入院者数153/運用数439)	38.5% (1,076/2,798)	10.6% (895/8,408)

緊急事態措置解除に伴い、以下のとおり、病床等のフェーズ移行(10月1日から)を医療機関等に通知する。

重症病床 : フェーズ4 ⇒ フェーズ3

軽症中等症病床 : フェーズ5 ⇒ フェーズ3

宿泊施設 : フェーズ6 ⇒ フェーズ4

※運用病床数が病床確保計画の確保病床数を上回った場合、確保病床数を運用病床数と読み替える。

感染状況と医療提供体制の状況について

資料 1 - 4

新規陽性者の発生動向

(1) 大阪府の発生動向

- **新規陽性者数は第四波を上回る速度で減少しているが、依然、1日平均で367名程度発生し、第四波当初（70名程度）や第五波当初（100名程度）と比べ、極めて多い。分科会指標のステージⅣ（緊急事態措置適用）の基準約315人を上回っている状態。**
- 居住地別新規陽性者数は、**大阪市内外ともに分科会指標ステージⅣの基準を超過**。特に大阪市内居住者は依然極めて高水準。保健所管内別でも、**一部を除き、各保健所管内でステージⅣの基準程度かそれ以上であり、感染は府全域に依然拡がっている。**
- 感染経路としては、**感染経路不明の割合が6割程度と高く、市中感染が多い。**
- **18歳以下の新規陽性者数は減少しているが、陽性者全体に占める割合は8月に比べやや増加し、小中高校におけるクラスター発生件数も、8月に比べ、増加。**
- 夜の街の関係者及び滞在者の数は、飲食店等への休業要請等により第四波と比較すると少ない（ただし、数については、感染急拡大期における積極的疫学調査の限界が影響している可能性あり）。
しかし、緊急事態措置からまん延防止等重点措置に移行した6月21日以降、夜の街滞在者等の新規陽性者数が増加したことから、今後の緊急事態措置解除の影響を注視。

(2) 感染・療養状況とワクチン接種状況

- **ワクチン2回接種率は、50代で56.6%、40代で40.3%、39歳以下で24.8%。**
- **ワクチン接種者における新規陽性者数は、未接種者における新規陽性者数と比べて少ない。**
ただし、**2回接種後14日以降の陽性者も確認されている。**
また、**ワクチン2回接種後14日以降の新規陽性者のうち、陽性判明時に無症状であった者は、ワクチン未接種者と比べて多い。**
ワクチンには、発症や重症化予防効果が期待されるが、一方で感染に気付かないまま周囲に感染を拡げる可能性もあることから、**ワクチン接種後の感染予防対策の継続が必要。**
- 6月以降新規陽性者のうち、ワクチン2回接種後14日以降の陽性者2,091名のうち、**重症化した者は15名、死亡例13名確認（2名重複）。**
ワクチン接種歴別の重症・死亡の割合は、未接種者に比べ、2回接種後14日以降の陽性者の方が低い（ワクチンによる重症化予防効果が期待）。

感染状況と医療提供体制の状況について

医療提供体制の状況

- 一般医療と両立可能な重症病床使用率は約 5 割、軽症中等症病床使用率は約 4 割と、医療のひっ迫状況は改善しているものの、重症者数は153名（9/27時点）、軽症中等症病床入院者数は1,076名（同）と、第四波や第五波当初の数より極めて多い。
（第四波当初：重症54人、軽中380人 第五波当初：重症44人、軽中359人）
全体病床使用率、重症病床使用率ともに分科会指標のステージⅢ（まん延防止等重点措置適用）の基準を大きく超過し、入院率や療養者数はステージⅣ（緊急事態措置適用）の基準も下回っていない状況。
- ワクチン接種や病床確保・早期の重症化予防の取組などにより、第四波と比較し、第五波の医療提供体制等に関する状況は大きく改善。

今後の対応方針について

- 新規陽性者数は第四波を上回る速度で減少しているが、分科会指標のステージⅣ（緊急事態措置適用）の基準を上回っており、感染規模としては依然大きい。
 - 医療のひっ迫状況は改善しているが、重症者数、軽症中等症病床入院者数が極めて高い水準にあり、今、新規陽性者数が増加に転じれば、医療は再び急速にひっ迫する恐れがある。
- ⇒ 緊急事態措置解除後も、新規陽性者数をさらに減少させ、医療のひっ迫を最大限改善させるとともに、早期のリバウンドを避けるため、段階的な対応が必要。
- ⇒ また、重症化予防、発症予防効果のあるワクチン接種を11月末までに概ね完了させるとともに、ブレークスルー感染の可能性も指摘されるなかで、ワクチン接種後も感染防止対策の継続が必要。
特に、飲食店等における酒類提供が可能となることにより、感染リスクを減らすため、利用者側においても、飲食の場面で会話する際のマスク着用の徹底など、感染防止対策の徹底が必要。
- ⇒ 大阪府では、第六波に向け、①初期治療体制の強化 ②圏域ごとのネットワーク体制の構築 ③ひっ迫時に備えた保健所連絡前の医療へのアクセス確保の3つの医療・療養体制の強化方針に基づき、体制の整備・充実を図る。

抗体カクテル療法の拡充に向けた今後の方針①

- ◆ 新型コロナ感染症の早期治療、重症化予防を図るため、抗体カクテル実施医療機関の充実を図る。
- ◆ これまでの新型コロナ受入医療機関での外来に加え、新たに「往診」・「診療所外来」においても実施。

●【拡充】病院外来での抗体カクテル療法

1. 新型コロナ患者受入医療機関（抗体カクテル外来診療病院（既存38病院））の拡充 <約150病院に要請>
2. 【新規】新型コロナ患者非受入医療機関（診療・検査医療機関）における実施
※実施に向けた国の検討を踏まえ準備要請（約100病院）

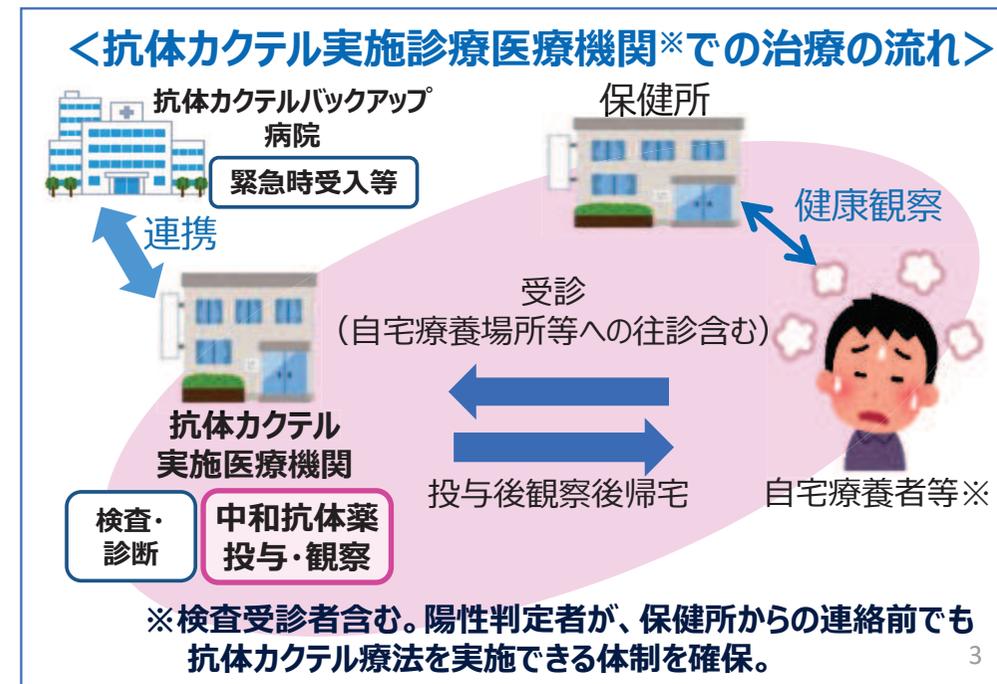
●【新規】往診での抗体カクテル療法

新型コロナ患者往診（自宅・施設等）医療機関での実施
<医師会、病院団体等関係機関を通じて要請>

●【新規】診療所外来での抗体カクテル療法

診療所（診療・検査医療機関）での実施

※実施に向けた国の検討を踏まえ準備要請（約1,400診療所）



次の感染拡大期における保健所業務の重点化について

重点化移行の段階

☞ 感染規模（新規陽性者数）の拡大に応じて、段階的に重点化（※各保健所長の判断により移行・復帰を行う。）

項目		フェーズ1 (平常期) 【府内新規陽性者数】 ～概ね600人/日	フェーズ2 (感染拡大期) 【府内新規陽性者数】 概ね600人/日～2000人/日	フェーズ3 (さらに大規模な感染拡大期) 【府内新規陽性者数】 概ね2000人/日以上
		通常の業務処理	実施済の重点化 (令和2年11月20日本部会議決定)	次の感染拡大に備えたさらなる重点化 【◎項目：さらなる重点化項目】
療養決定	①ファーストタッチ・療養方針の決定	○ファーストタッチと疫学調査(詳細)を実施 ○聴取した病状等に基づき療養方針を決定	○ファーストタッチと疫学調査(重点化)を実施 ○聴取した病状等に基づき療養方針決定	◎ファーストタッチを最優先して実施 ○聴取した病状等に基づき療養方針決定 ◎疫学調査(重点化)は療養決定後に実施
	②陽性者数の把握	○医療機関によるHER-SYS入力 ○FAX発生届については保健所がHER-SYS入力 ○入力件数(陽性者数)の増加に応じて保健所入力要員の増員して対応		
調査関連	③濃厚接触者特定・検査の実施	○保健所が疫学調査を実施し濃厚接触者を特定 ○検査調整は保健所で実施	○保健所が疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定 ○検査調整は保健所で実施	○重症化リスクの高い施設は保健所が調査、特定し検査を実施 ◎一般事業所・学校等については施設の協力のもと、リストアップし、保健所と共有の上、濃厚接触者等の検体回収を実施 ◎陽性者の同居家族等は診療・検査医療機関で検査勧奨 ※かかりつけ医のない者は保健所コールセンターにおいて検査案内
	④自宅療養者の健康観察	○健康観察アプリ(MY HER-SYS)を活用しながら、保健所からの能動的連絡により実施	○重症化リスクの高い者には保健所から能動的な健康観察を実施 ○重症化リスクの高い者以外は健康観察アプリ(MY HER-SYS)の活用や配食サービスによる安否確認を行った上で受動化 ○病状が確認できない者については保健所から能動的な健康観察を実施	

新型コロナウイルス感染症 発生状況 (9月28日時点)

大阪市内発生状況

(速報値)

1 陽性者発生ピーク

	第1波	第2波	第3波	第4波	現在
大阪市	58 (4/18)	131 (8/7)	287 (11/22)	560 (4/27)	1,263 (9/1)
大阪府	92 (4/9)	255 (8/7)	654 (1/8)	1,262 (5/1)	3,004 (9/1)

2 大阪市・大阪府の新規陽性者発生状況

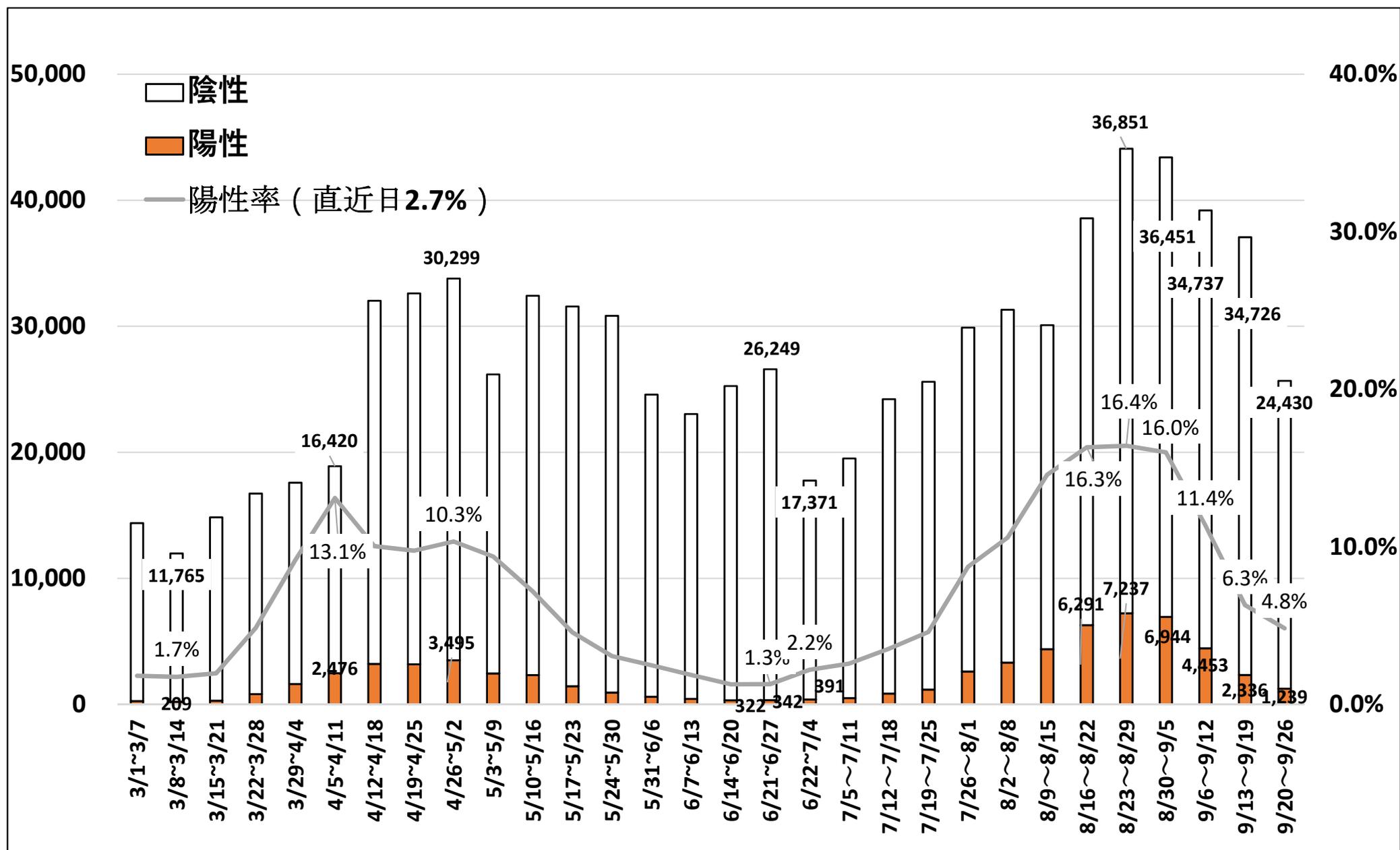
大阪市

月	火	水	木	金	土	日	合計	
8月30日	8月31日	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	8/30~9/5	約1倍
757	916	1,263	1,089	1,015	1,084	821	6,945	
9月6日	9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日	9/6~9/12	約0.6倍
466	655	905	684	656	544	545	4,455	
9月13日	9月14日	9月15日	9月16日	9月17日	9月18日	9月19日	9/13~9/19	約0.5倍
193	410	551	387	323	279	201	2,344	
9月20日	9月21日	9月22日	9月23日	9月24日	9月25日	9月26日	9/20~9/26	約0.5倍
107	116	266	265	104	192	193	1,243	
9月27日	9月28日	9月29日	9月30日	10月1日	10月2日	10月3日	9/27~10/3	
67	128						195	

大阪府

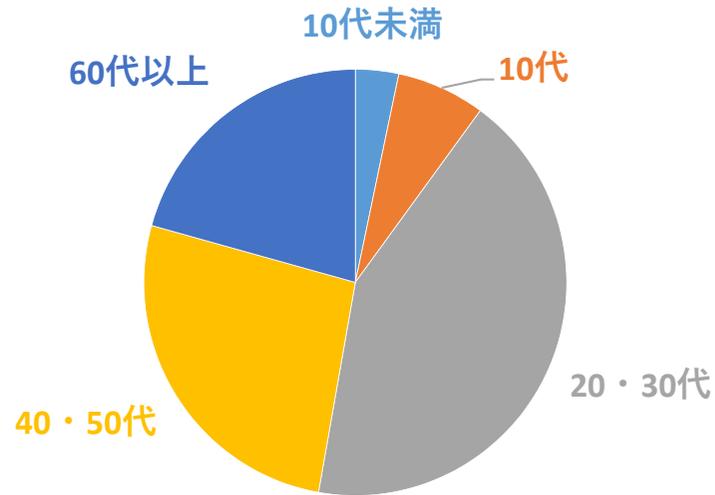
月	火	水	木	金	土	日	合計	
8月30日	8月31日	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	8/30~9/5	約0.9倍
1,604	2,346	3,004	2,501	2,303	2,353	1,819	15,930	
9月6日	9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日	9/6~9/12	約0.6倍
924	1,649	2,012	1,488	1,309	1,263	1,147	9,792	
9月13日	9月14日	9月15日	9月16日	9月17日	9月18日	9月19日	9/13~9/19	約0.5倍
452	942	1,160	858	735	666	467	5,280	
9月20日	9月21日	9月22日	9月23日	9月24日	9月25日	9月26日	9/20~9/26	約0.5倍
268	245	591	540	240	425	386	2,695	
9月27日	9月28日	9月29日	9月30日	10月1日	10月2日	10月3日	9/27~10/3	
141	281						422	

3 大阪市の7日間ごとの検査件数（陰性確認除く）と陽性率（9月26日時点）



大阪市民における年代別新規陽性者の状況（9/24時点）

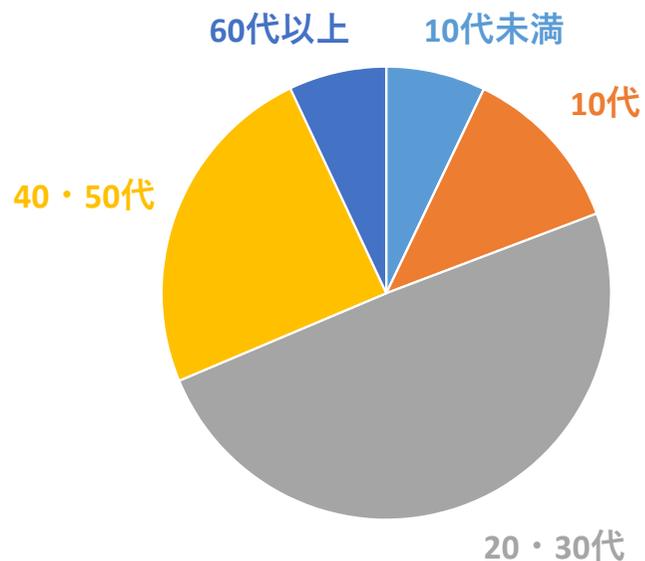
年代別割合（第四波：3/1～6/20）



第四波

年代	人数	割合
10代未満	796	3.3%
10代	1,632	6.8%
20・30代	10,286	42.7%
40・50代	6,387	26.5%
60代以上	4,985	20.7%
計	24,086	100.0%

年代別割合（第五波：6/21以降）



第五波

年代	人数	割合
10代未満	2,980	7.2%
10代	5,061	12.1%
20・30代	20,598	49.4%
40・50代	10,129	24.3%
60代以上	2,928	7.0%
計	41,696	100.0%

大阪市民における年代別死亡者の状況（9/24時点）

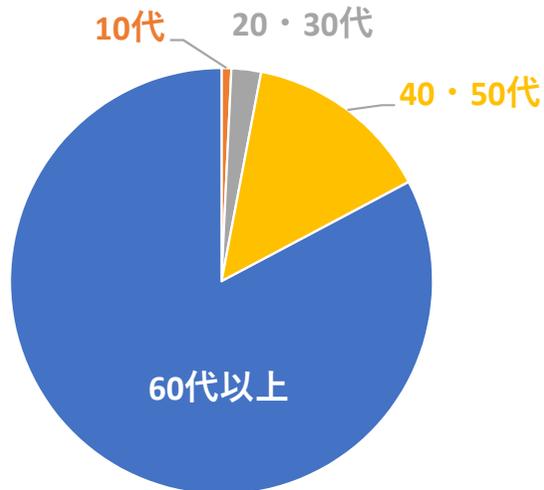
年代別割合（第四波：3/1～6/20）



第四波

年代	人数	割合
10代未満	0	0.0%
10代	0	0.0%
20・30代	3	0.5%
40・50代	31	5.0%
60代以上	591	94.5%
計	625	100.0%

年代別割合（第五波：6/21以降）



第五波

年代	人数	割合
10代未満	0	0.0%
10代	1	0.8%
20・30代	3	2.3%
40・50代	19	14.3%
60代以上	110	82.7%
計	133	100.1%

うち1回以上ワクチン接種済：24人（60代以上）
 うち2回目接種後14日以降に発症：9人（70代以上）

●病床等の確保状況について

(1) 患者受入重症病床使用率 (第5波最大使用率 9/9 89.4%)

	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28
①一般医療と両立可能な確保病床数	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320
②患者数	238	224	219	216	207	203	191	173	173	168	169	169	153	149
③病床使用率 (患者数/一般医療と両立可能な確保病床数)	74.4%	70.0%	68.4%	67.5%	64.7%	63.4%	59.7%	54.1%	54.1%	52.5%	52.8%	52.8%	47.8%	46.6%
(参考) 最大確保病床数	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605
(参考) 病床使用率 (患者数/最大確保病床数)	39.3%	37.0%	36.2%	35.7%	34.2%	33.6%	31.6%	28.6%	28.6%	27.8%	27.9%	27.9%	25.3%	24.6%

(2) 患者受入軽症中等症病床使用率 (第5波最大使用率 8/30 90.0%)

	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28
①確保病床数	2758	2758	2758	2758	2758	2758	2773	2772	2772	2770	2789	2789	2798	2803
②患者数	1650	1589	1539	1475	1559	1626	1685	1237	1131	1192	987	1028	1076	798
③病床使用率 (%) 患者数/確保病床数	59.8%	57.6%	55.8%	53.5%	56.5%	59.0%	60.8%	44.6%	40.8%	43.0%	35.4%	36.9%	38.5%	28.5%

(3) 病床使用率 (第5波最大使用率 8/30 80.2%)

	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28
①確保病床数	3363	3363	3363	3363	3363	3363	3378	3377	3377	3375	3394	3394	3403	3408
②患者数	1888	1813	1758	1691	1766	1829	1876	1410	1304	1360	1156	1197	1229	947
③病床使用率 (患者数/確保病床数)	56.1%	53.9%	52.3%	50.3%	52.5%	54.4%	55.5%	41.8%	38.6%	40.3%	34.1%	35.3%	36.1%	27.8%

(4) 患者受入宿泊療養施設部屋数使用率 (第5波最大使用率 8/13 61.2%)

	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28
①確保部屋数	7284	7767	7990	8206	8408	8408	8408	8408	8408	8408	8408	8408	8408	8408
②療養者数	2628	2560	2338	2182	1981	1805	1601	1373	1267	1161	1024	960	895	795
③部屋数使用率 (%) 療養者数/確保部屋数	36.1%	33.0%	29.3%	26.6%	23.6%	21.5%	19.0%	16.3%	15.1%	13.8%	12.2%	11.4%	10.6%	9.5%

第4波・第5波における主な課題と対応

1. 第4波の課題への対応

➤ ファーストコンタクトの遅れ

【資料1】

→あらかじめステージに応じた疫学調査方法、人員体制を定めておき、感染拡大時には感染者への速やかなファーストタッチを最優先とする

継続検討 新規感染者数が1,000人超が継続した場合の迅速な対応方法は検討が必要

➤ 病床のひっ迫

【資料2】

→府と連携して病床の確保を支援（病床協力金制度の継続、コロナ専用病院の開設）

→カクテル療法による入院日数の短縮（市民病院機構での積極的活用）

【資料3】

2. 第5波の課題への対応

➤ 10代～30代の陽性者増（高齢者の陽性者が比較的少ない）

【資料4】

→若年層へのワクチン接種の推進

➤ 学校休業日数の増加（デルタ株の影響で、こどもも感染しやすい）

【資料5】

→聞き取り票を作成し、学校園の協力を得て濃厚接触者の特定を効率化することで、休業日数を縮減

「新規感染者数のめやす」は、件数が一定期間継続している状況を想定

	新規感染者数のめやす	疫学調査チームの配置人数	疫学調査の方法	
			保健所	区保健福祉センター
8/6 (金) より	300人以上 600人未満 (第4波並み)	96人体制 ・所属職員 48人 ・応援職員 15人 ・民間派遣 33人	入院調整(緊急性の判断) ファーストタッチの際にポイント疫調(重点化調査)を実施	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察と緊急時の対応 入院待機者支援に専念 (区では個別疫学調査は実施せず) 集団疫学調査 <p>※持ちこし件数増のため、現在、一部の個別疫学調査を区保健福祉センターに依頼(暫定措置)</p>
8/16 (月) より	600人以上 1,000人未満 (第4波超)	135人体制 ・所属職員 60人 ・応援職員 19人 ・民間派遣 56人	<p>8/22 (日) より</p> <p>疫学調査の持ち越しが恒常的に発生した時点で</p> <p>ファーストタッチを優先</p>	
8/23 (月) より	1,000人超	183人体制 ・所属職員 62人 ・応援職員 36人 ・民間派遣 85人		
<p>183人体制に加え、9/1 (水) ~9/5 (日) 追加臨時応援 (所属職員 1日平均31人)</p>				

9/7 (火) 以降順次	[200人体制] 応援職員、兼務職員増員 20人程度 (事務職員)	※別途、疫学調査チーム以外にも 25人程度増員 (事務職員)
--------------	---	-----------------------------------

【新規感染者数1,000人超が継続した場合の対応】

- ・ 200人体制による対応
- ・ 疫学調査（入院フォローアップ含む）について、専門職以外でも対応可能な業務範囲を精査

大阪市の病床確保協力金新規申請数及び病床確保状況

制度前

大阪市 病床協力金制度実施

513床

547床

34床増

628床

115
床増

639床

126
床増

846床

333
床増

939床

426
床増

973床

460
床増協力金による
病床確保数
(市内の47%)第6波に備えた
病床協力金制度
の継続

R2.12.3

R3.1.1

R3.2.8

R3.4.1

R.3.5.8

R3.7.1

R3.8.8

十三市民病院でのカクテル療法の状況
(短期入院型医療機関 令和3年8月20日から)

令和3年9月27日

資料3

カクテル療法の対象者

重症化リスクが高く、酸素投与を要しない患者で、発症から7日以内に投与
重症化リスクとは50歳以上、糖尿病、慢性腎疾患、慢性肺疾患のある方、喫煙者など

投与の状況

投与患者数 162人 20～90歳代の患者 (9/26まで)
入院中24人 (投与から2週間以内) を除く138人のうち
・ 軽快し退院 135人 (98%)
・ 重症化し転院 3人 (2%)

効果

【十三市民病院での印象】 投与患者数が少ないため、印象として言える事

早期に投与した方が効果が出やすく早期退院につながる

若年層へのワクチン接種の推進

▶ 若年層に届く広報の実施

- ・ SNS（Twitter、LINE等）やデジタルサイネージの有効活用

※ ワクチンの有効性や不安解消のための正しい知識など

▶ 若年層の接種機会の確保

- ・ 12歳から17歳に接種可能な個別医療機関（ファイザー）に対して、発注上限数を上乗せ
- ・ 集団接種会場（モデルナ4会場）について、16歳～17歳についても接種対象に設定

新型コロナワクチン接種状況（年代別）

令和3年9月28日現在

接種状況（全市民）

対象	1回目		2回目	
	接種数	接種率	接種数	接種率
全市民	1,644,677 回	60.03%(65.80%)	1,349,025 回	49.24%(54.00%)

接種状況（年代別）

対象	1回目		2回目	
	接種数	接種率	接種数	接種率
65歳以上	603,004 回	87.67%	586,746 回	85.31%
60～64歳	110,706 回	78.83%	97,636 回	69.52%
50～59歳	268,258 回	72.32%	213,900 回	57.67%
40～49歳	255,323 回	61.90%	184,012 回	44.61%
30～39歳	193,399 回	52.35%	132,361 回	35.83%
20～29歳	167,070 回	47.36%	112,289 回	31.83%
12～19歳	39,500 回	23.81%	16,273 回	9.81%
その他	7,417 回	-	5,808 回	-

（備考）

- ・ 接種数はVRSに登録されている件数。
- ・ 「その他」はVRSに年齢不明として登録されている者。
- ・ 分母となる人口は総務省「令和3年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）」の5歳階級別人口。
- ・ 全市民の人口には接種対象外の人口を含む。ただし、カッコ内は12歳以上の人口を母数とした接種率
（12～14歳は10～14歳階級の人口に3/5を乗じ、小数点以下を切り上げることで推定）

従来の取り扱い

- 医療機関から保健所に発生届が提出された後、保健所と区保健福祉センターで疫学調査を実施

緊急時対応

- 保健所での発生届処理・調査と並行して、学校園が感染者の状況を聞き取り、その情報に基づき、区保健福祉センターが濃厚接触者の特定を行うことで疫学調査終了までの時間を短縮
- さらに、保健所で、学校園が事前に確認しておく項目を定めた聞き取り票を作成しておくことで、効率的に聞き取りを実施

学校園の休業日数を縮減

新型コロナウイルス感染症発生後の 聞き取り票

連絡先

学校園名		窓口氏名	
電話番号	— — (時間外)		— —
e-mail			

本人情報

ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日 (歳)	クラス	年 組 (人クラス)
発症日 受診日 診断日	年 月 日 年 月 日 年 月 日	発症時症状 () 発熱 () 咳 () 咽頭痛	感染可能期間 (発症日2日前) 感染可能期間の登校日 月 日～ 月 ・ ・ 日
家族の 感染状況	あり : 父 母 兄弟姉妹 (同学校 有 ・ 無)		なし

感染可能期間の学校園生活(登校登園日)の状況 ※座席は裏面参照

	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
授業 保育			
	体育(内容) 室内・室外 <input type="checkbox"/> 直接接 触 <input type="checkbox"/> 距離1M以内 <input type="checkbox"/> マスク着用		
	音楽(内容) <input type="checkbox"/> 楽器 () の演奏 <input type="checkbox"/> 距離1M以内 <input type="checkbox"/> マスク着用		
昼食	(座席) 講義形式・グループ形式 <input type="checkbox"/> 黙食 <input type="checkbox"/> 15分以内		
放課後の活動			
帰宅後の活動			

感染対策

<input type="checkbox"/> マスクあり(両者) <input type="checkbox"/> 換気あり <input type="checkbox"/> 座席等前後左右1M以上の距離
<input type="checkbox"/> 共有スペースの消毒(トイレ、共有教室等) <input type="checkbox"/> 共有物品の消毒(PC、電話、ポット等)

学校園から保健福祉センターへの情報提供の了解 保護者名 _____

濃厚接触者とは、以下を総合的に判断して決定します。

- ・手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で必要な感染予防策(相互のマスク装着、室内換気、飲食時のパーティションなど)なしで患者と15分以上の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに患者を保育・看護していた者
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

濃厚接触者

あり ・ なし

有症状者

あり ・ なし

学校園における新型コロナウイルス感染症の感染状況

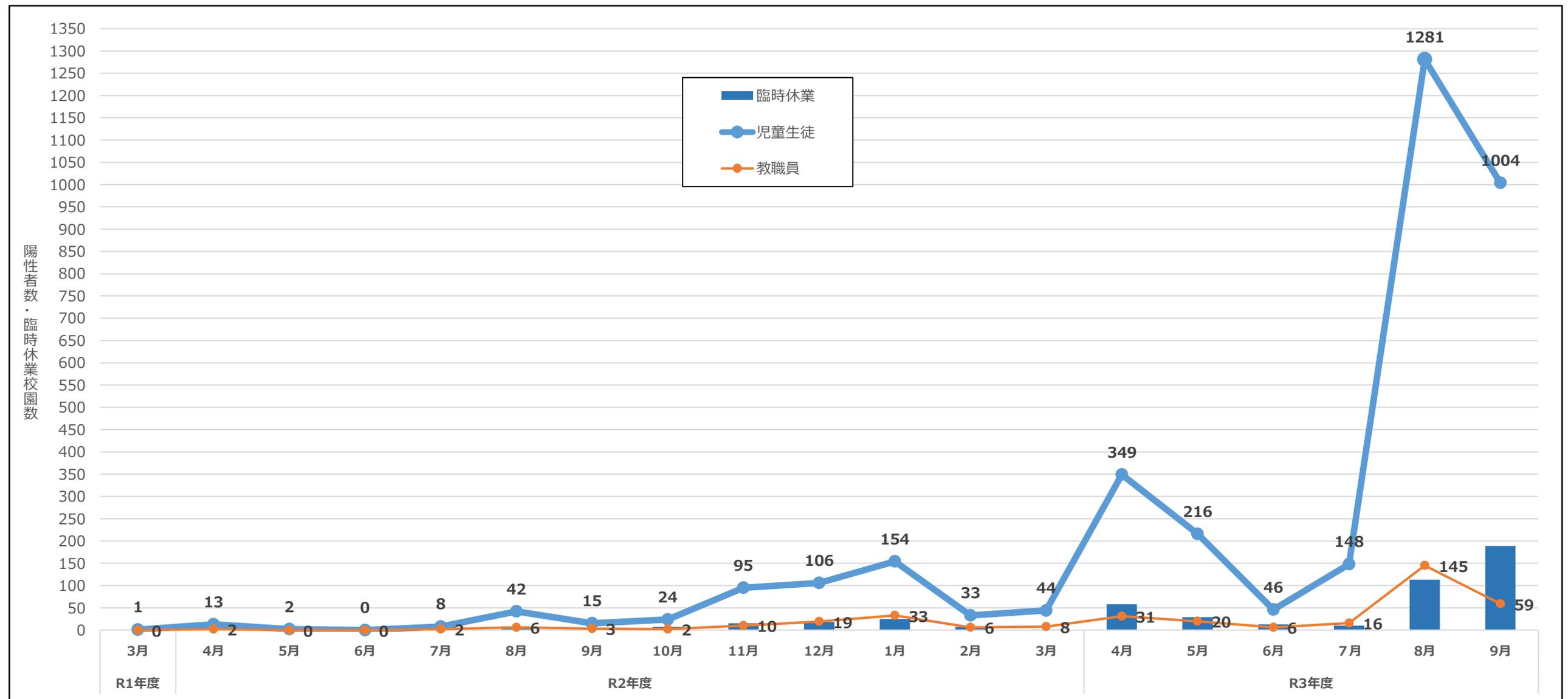
令和3年9月29日
教育委員会事務局

■陽性者数及び臨時休業実施学校園数

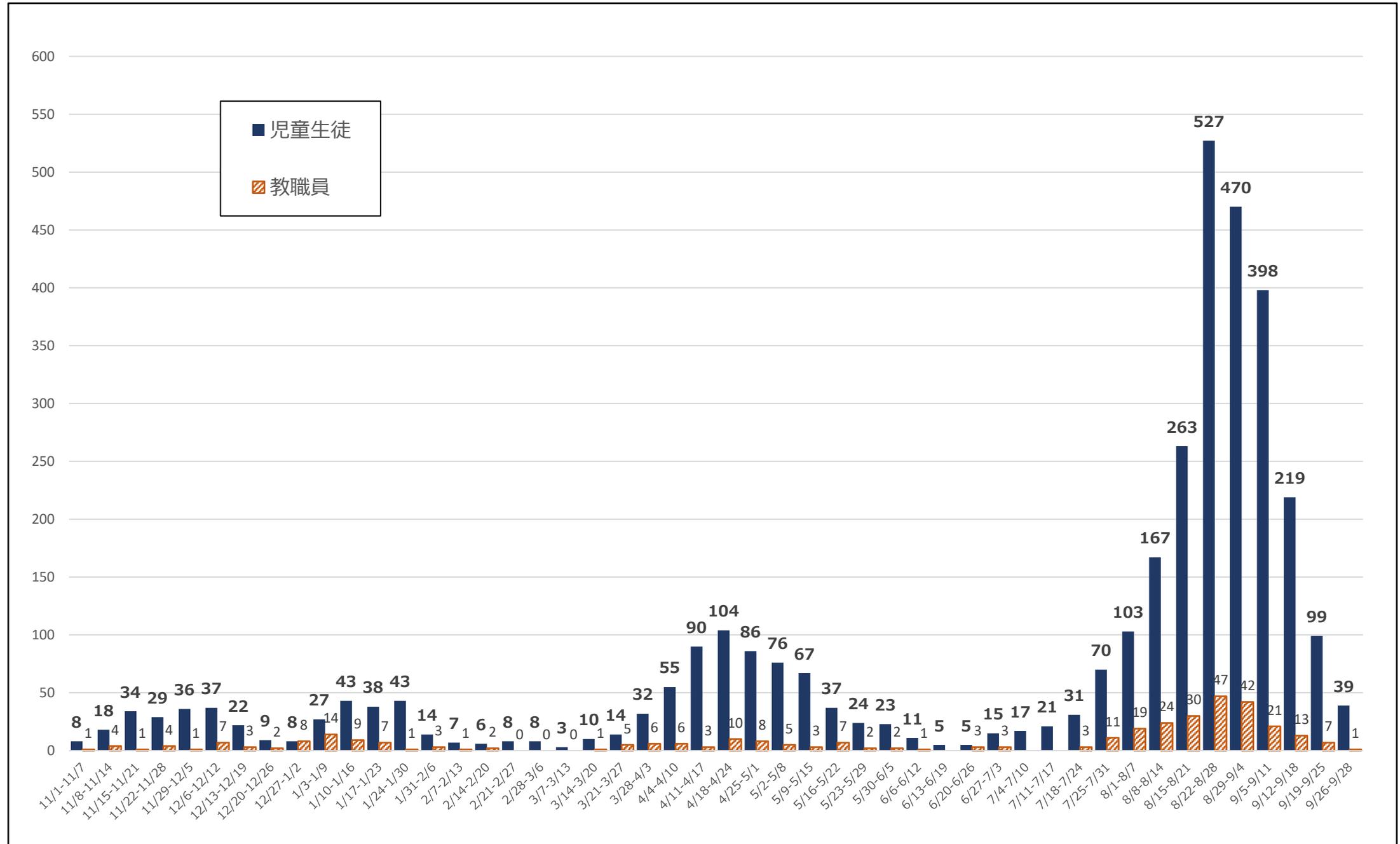
	R1年度	R2年度												R3年度					計		
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		8月	9月※
陽性者数	児童生徒等	1	13	2	0	8	42	15	24	95	106	154	33	44	349	216	46	148	1281	1004	3581
	教職員	0	2	0	0	2	6	3	2	10	19	33	6	8	31	20	6	16	145	59	368
臨時休業実施学校園数	0	0	0	0	8	8	5	7	15	18	25	7	1	58	29	13	10	113	189	506	

※9月は9月28日判明分まで

■陽性者数及び臨時休業実施学校園数の推移（令和2年3月～令和3年9月）

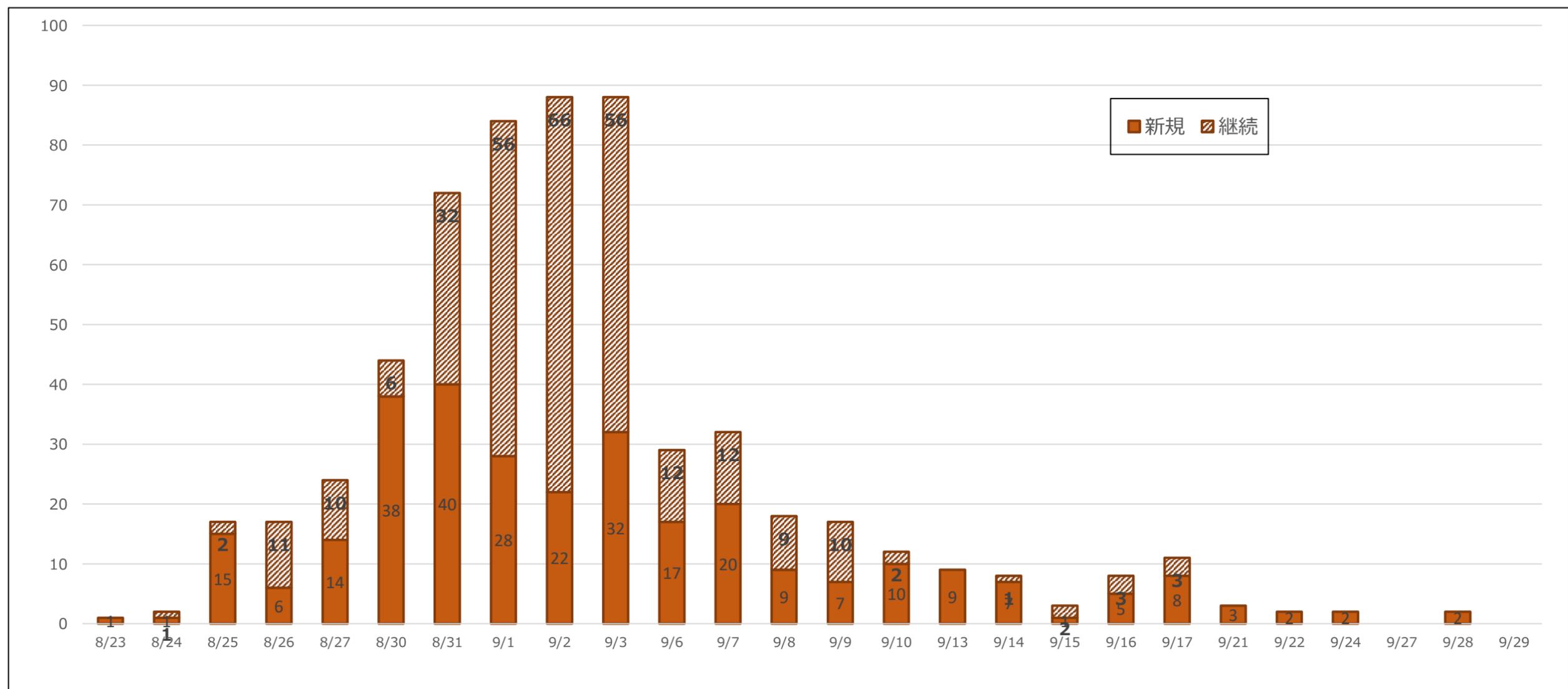


■ 週当たりの陽性者数の推移（令和2年11月以降）



■臨時休業実施学校園数の推移（令和3年度2学期）

	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/21	9/22	9/24	9/27	9/28	9/29
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	火	水	金	月	火	水
新規	1	1	15	6	14	38	40	28	22	32	17	20	9	7	10	9	7	1	5	8	3	2	2		2	
継続		1	2	11	10	6	32	56	66	56	12	12	9	10	2		1	2	3	3						
休業数	1	2	17	17	24	44	72	84	88	88	29	32	18	17	12	9	8	3	8	11	3	2	2	0	2	0
休業終了	0	0	0	6	7	18	12	16	18	32	76	17	23	8	15	12	8	6	0	5	11	3	2	2	0	2



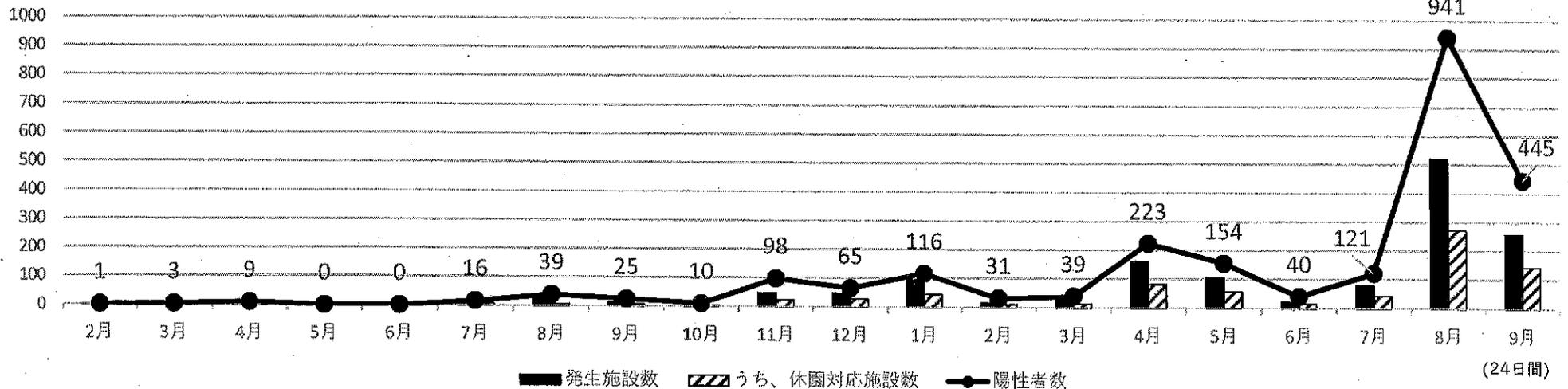
■ こども青少年局所管施設等における新型コロナウイルス感染症
陽性者数（利用児童、職員）、発生施設数及び休園対応施設数（R3.9.24時点）

令和3年9月29日
こども青少年局

	R2												R3										計
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (24日間)			
陽性者数	1	3	9	0	0	16	39	25	10	98	65	116	31	39	223	154	40	121	941	445	2,376		
うち、児童数	1	0	6	0	0	2	23	15	4	46	29	52	14	16	110	91	18	50	559	346	1,382		
児童数／陽性者数	100%	0%	67%	—	—	13%	59%	60%	40%	47%	45%	45%	45%	41%	49%	59%	45%	41%	59%	78%	58%		
発生施設数	1	3	5	0	0	11	27	15	9	48	47	95	16	26	160	106	23	81	521	258	1,452		
うち、休園対応数	1	3	2	0	0	8	7	7	2	24	28	44	10	14	82	57	16	44	272	144	765		

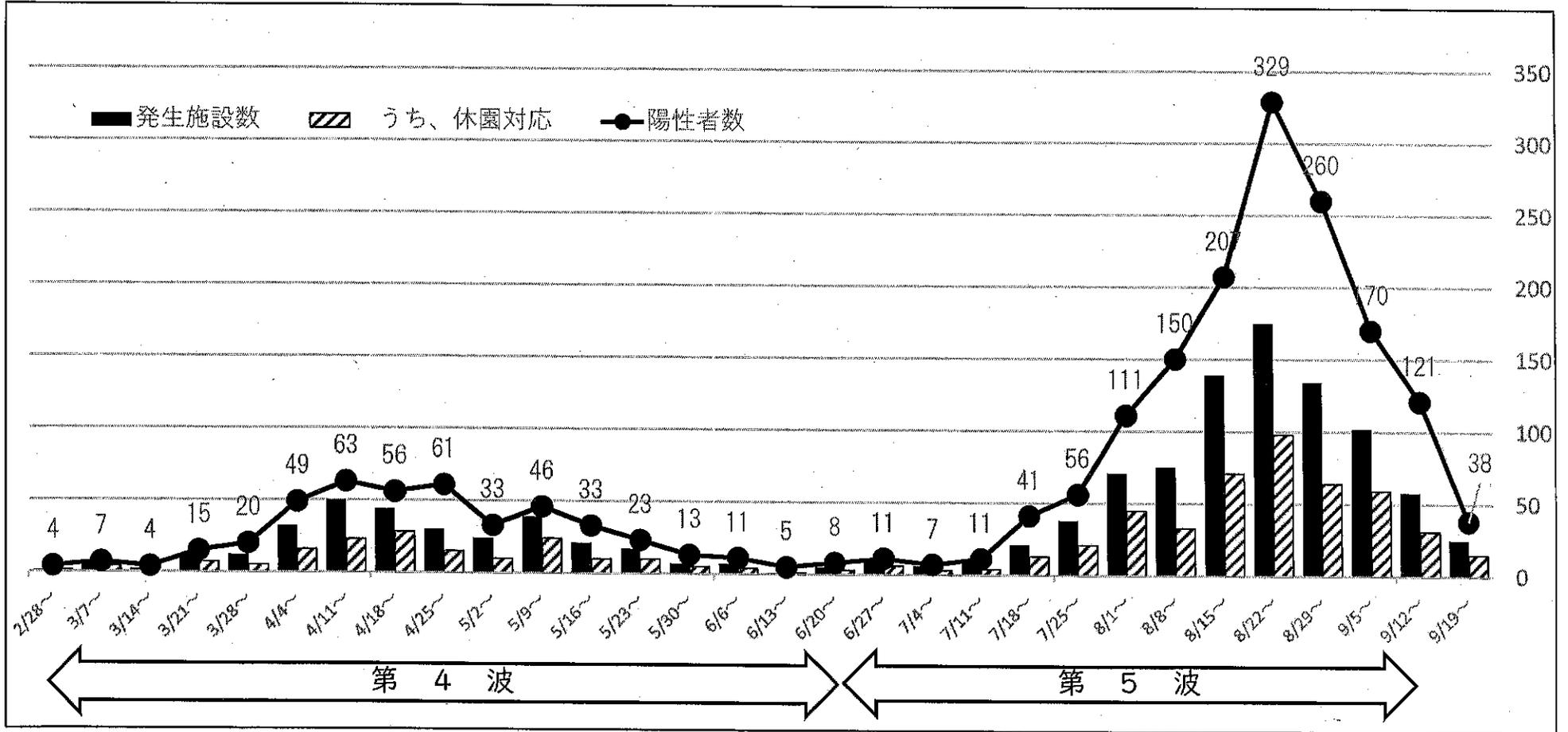
保育施設等 1159
 認可外保育施設 181
 児童養護施設等 37
 いきいき等 75

陽性者数、発生施設数及び休園対応施設数の推移（R2.2～R3.9）



陽性者数、発生者数及び休園対応施設数の推移 (令和3年2月28日～令和3年9月24日)

週ごと詳細



こども青少年局所管施設等における新型コロナウイルス感染症の状況及び解除後の対応

■感染状況

- ・ 感染者数は、第 5 波のピーク時から大きく減少している。
- ・ 同居家族の陽性判定に伴い濃厚接触者となった児童が、検査の結果、陽性となるケースが多い。
- ・ 局所管施設においては、子どもから大人への感染が疑われるケースや子ども同士の感染等の事例も見られる。
- ・ 陽性となった児童は、無症状か軽症（重症例なし）。

■解除後の対応

- 保育施設等をはじめ、いきいき、学童保育、幼稚園における一時預かり事業は、引き続き感染防止対策を徹底しつつ、引き続き開所（実施）。
- 認可保育施設等においては、感染拡大に伴い 9 月 1 日より、家庭での保育が可能な方のみ家庭保育の協力を依頼していたが、解除後は通常保育とする。
- 保育施設等は、陽性者の報告を受けて、「必要に応じて疫学調査のための臨時休園を行い、調査結果に基づき部分休園や全部休園を本市より要請」というルールで対応。
⇒ 今後もこうした判断を迅速かつ的確に行ない、個別に対応していく。
- 児童が 24 時間生活を送る一時保護所や児童養護施設等では、
集団感染も懸念されることから、引き続き、最大限の感染防止対策を続けていく。

緊急事態宣言（令和3年7月30日発出）解除後の保育施設の対応について

大阪市の対応

現状（R3.9.1～R3.9.30）

- 利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であることから、**保育の機能は維持する。**
- 保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方のみ、家庭での保育の協力を依頼**
- 家庭保育の協力に応じた場合の**保育料（0～2歳児）の日割り減額を実施**

今後の対応

- 10月1日（金）以降**については、**通常保育**とする。
- 家庭保育の協力に応じた場合の**保育料（0～2歳児）の日割り減額**の取扱いについても、**9月30日（木）まで**とする。
- 各保育施設において引き続き感染拡大防止に努めていただく。

新型コロナウイルス感染症への対応状況（福祉局）

令和3年9月29日現在

1 施設等における発生状況 ※福祉局把握分

(1) 高齢者施設等

○令和2年4月1日～令和3年9月27日の陽性者累計

1,441施設・事業所で、3,693人(利用者2,111人、スタッフ1,582人)

○うち、本年9月の陽性者数

152施設・事業所で、230人（利用者84人、スタッフ146人）

(2) 障がい者施設等

○令和2年4月1日～令和3年9月27日の陽性者累計

636施設・事業所で、1,173人（利用者622人、スタッフ551人）

○うち、本年9月の陽性者数

68施設・事業所で、90人（利用者52人、スタッフ38人）

2 福祉局における対応策

- ・社会福祉施設等に対し、必要に応じて衛生用品を提供。
- ・防護具の着脱方法等について、入所施設に対し順次、巡回により実地に指導、助言。
- ・ホームページに、感染予防に係る関連通知やチェックリスト、解説動画等を掲載。
- ・社会福祉施設等向けの感染予防対策に関する研修をオンラインで実施。

3 衛生用品の備蓄状況等

衛生用品	これまでの提供状況	現在の備蓄状況
マスク（サージカル）	約55万枚	約17万枚
マスク（不織布）	約206万枚	約33万枚
ガウン	約13万着	約7万着
手袋	約135万組	約198万組
フェイスシールド・ゴーグル	約3万個	約2万個
アルコール消毒液	約5千リットル	約300リットル

現行要請との比較表

新	旧
<div data-bbox="120 217 367 268" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">府民等への要請</div> <p>① 区域 大阪府全域</p> <p>② 要請期間 10月1日～10月31日 (ただし、今後の感染状況に応じて要請内容を判断)</p> <p>③ 実施内容</p> <p>●府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)</p> <div data-bbox="120 520 1081 738" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること ○ 要請時間以降に営業したりカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること ○ 都道府県間の移動の際は、感染防止対策を徹底 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底すること。重症化リスクが高い40代・50代は、特に、注意すること ○ 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底 <small>※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない</small> <small>※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない</small> ○ テレワーク等、柔軟な働き方を行うこと <p style="text-align: right;">1</p>	<div data-bbox="1128 217 1509 268" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">緊急事態措置に基づく要請</div> <p>① 区域 大阪府全域</p> <p>② 要請期間 緊急事態措置を実施すべき期間 (9月13日～9月30日。ただし感染拡大の状況に応じて要請内容を判断)</p> <p>③ 実施内容</p> <p>●府民への呼びかけ (特措法第45条第1項に基づく)</p> <div data-bbox="1128 520 2119 908" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不要不急の外出※は自粛すること。混雑した場所への外出は半減すること <small>※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外</small> <small>※ 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること</small> ○ 重症化リスクが高い40代・50代は、特に感染防止対策を徹底すること ○ 不要不急の旅行など都道府県間の移動は極力控えること <small>※ どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診すること。(府民：法第45条第1項 府民以外：法に基づかない働きかけ)</small> ○ 要請に応じず、酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること ○ 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること <p style="text-align: right;">1</p>
<p>●大学等へのお願い (特措法第24条第9項に基づく)</p> <div data-bbox="120 1166 1081 1321" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生のリスクがある部活動 (特に、合宿や練習試合) ・多人数が接触する活動及び前後の会食 ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業は、人と人との接触をなるべく減らすためオンラインを活用するとともに、面接授業の場合、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ○ 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること ○ 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること <p style="text-align: right;">2</p>	<p>●大学等へのお願い (特措法第24条第9項に基づく)</p> <div data-bbox="1128 1166 2119 1321" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生のリスクがある部活動 (特に、合宿や練習試合) ・多人数が接触する活動及び前後の会食 ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ○ 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること ○ 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること <p style="text-align: right;">2</p>

現行要請との比較表

新

●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）、休暇取得等による、出勤者数の**低減を行うこと**
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

3

旧

●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）、休暇取得等による、出勤者数の7割減をめざすこと
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと
(法に基づかない働きかけ)
- 業種別ガイドラインを遵守すること

3

●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）
（特措法第24条第9項に基づく）

◇主催者に対し、**府全域を対象に**、以下の開催制限を要請

収容率※1		人数上限※1	営業時間短縮
<p style="text-align: center;">大声なし※2</p> <p>クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等</p>	<p style="text-align: center;">大声あり※2</p> <p>ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演（キャラクターショー等）、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等</p>	<p style="text-align: center;">5,000人又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方</p>	<p style="text-align: center;">21時まで※4 (法に基づかない働きかけ)</p>
<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>50%以内※3 (席がない場合は十分な間隔)</p>		

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）
収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること

※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとしますが、発声のない場合（映画館等）は「大声なし」と扱う

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。
すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※4 飲食の提供は、21時まで。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は、11時～20時30分）（法第24条第9項に基づく）
酒類提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。

（イベントを開催する場合の要請内容）

- ◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件（収容率等）などについて、大阪府に事前に相談すること

4

●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）
（特措法第24条第9項に基づく）

◇主催者に対し、以下の開催制限を要請

【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人、【営業時間短縮】21時まで※2

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）
収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること

※2 飲食の提供は20時まで。酒類提供（利用者による持込みを含む）又はカラオケ設備の提供はしないこと。

（イベントを開催する場合の要請内容）

- ◆業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底。
参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底。
- ◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること

4

現行要請との比較表

新		
●施設について（府有施設を含む）		
飲食店等への要請（特措法第24条第9項に基づく）		
施設の種類	内訳	
	ゴールドステッカー認証店舗	その他の店舗
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶 ※1、カラオケボックス ※2等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設	○営業時間短縮（21時まで） ○酒類提供（利用者による店内持ち込みを含む）は11時～20時30分 ○同グループ・同一テーブル原則4人以内 ※3 ○カラオケ設備の利用自粛	○営業時間短縮（20時まで） ○酒類提供（利用者による店内持ち込みを含む）は自粛 ○同グループ・同一テーブル原則4人以内 ※3 ○カラオケ設備の利用自粛
※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請。 ※2 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。 ※3 同居家族の場合は除く。		
		5

旧		
●施設について（府有施設を含む）		
飲食店等への要請（特措法第45条第2項に基づく）		
施設の種類	内訳	要請内容
飲食店等	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶 ※1等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む） 【結婚式場】 ※2	酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む）又はカラオケ設備提供をする場合 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む）又はカラオケ設備提供をしない場合
		施設の休止 営業時間短縮（20時まで）
※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、施設の休止等の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供（利用者による持ち込みを含む）・カラオケ設備の使用の自粛を要請。 ※2 できるだけ短時間（1.5時間以内）、なるべく少人数（参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう）で開催すること（法に基づかない働きかけ） 営業にあたっての要請事項 ※ 実施状況をホームページ等で広く周知すること（法に基づかない働きかけ）（特措法第45条第2項に基づくもの） ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）（特措法第24条第9項に基づくもの） ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底		
		5

●施設について（府有施設を含む）		
飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）		
施設の種類	内訳	要請内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（ <u>地下の食品売り場を含む</u> ）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	【営業時間】 21時まで （法に基づかない働きかけ） 【その他】 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
		6

●施設について（府有施設を含む）		
飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）		
施設の種類	内訳	要請内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	【営業時間】 20時まで（法第24条第9項） 【その他】 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施（法第45条第2項） ※入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること（法に基づかない働きかけ） ○ 通常営業時の半数程度の入場者を目安とし入場整理等を徹底すること（法第24条第9項） ○ 入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること（法に基づかない働きかけ）
	百貨店の地下の食品売り場	
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	【営業時間】 20時まで（法第24条第9項） 【その他】 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施（法第24条第9項）
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
※ 1000㎡以下の施設は、営業時間短縮（20時まで）、入場整理等の協力を依頼（法に基づかない働きかけ）		
		6

現行要請との比較表

新		
●施設について（府有施設を含む） 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）		
施設の種類	内訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベントの開催制限と同じ 【営業時間】 21時まで <u>（法に基づかない働きかけ）</u> 【その他】 適切な入場整理等（人数管理、 人数制限、誘導等）の実施
遊興施設	ライブハウス ※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	
※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請		
7		

旧		
●施設について（府有施設を含む） 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）		
施設の種類	内訳	要請内容（1000㎡超の施設）
劇場等	劇場、観覧場、映画館※1、演芸場	【人数上限・収容率】 上限5000人 かつ収容率50%以内 【営業時間】 ・イベント：21時まで ・イベント以外（※4）： 20時まで 【その他】 適切な入場整理等（人数管理、 人数制限、誘導等）の実施
遊興施設	ライブハウス※2	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設 ※3	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	
※1：映画館の通常営業については、21時まで ※2：飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請（飲食営業は20時まで等） ※3：運動施設の観客を認めない個人の練習・プレーはイベント以外に該当 ※4：1000㎡以下の施設は働きかけ		
7		

10月1日以降の府立学校における教育活動は、以下のとおりとする。

1 授業

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続
- ただし、感染状況等により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う
- ・毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底する

2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施
- ただし、旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は、中止または延期

3 学校行事（文化祭・体育祭）

- ・来場者（保護者等）も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

4 部活動

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導
- ・発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせよう改めて指導を徹底
- ・合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む）は実施しない

5 感染者が確認された場合の臨時休業・学級閉鎖等

- ・陽性者が確認された場合、学校全体を臨時休業とするとともに、保健所の疫学調査に協力
- ・保健所による検査対象者の決定後、検査結果判明まで検査対象者の所属する学級等を閉鎖
- ・検査の結果、新たに陽性者が判明した場合は、学校での感染拡大にかかる保健所の見解を確認したうえで、学級等の再開を判断

- 市町村立学校及び私立学校については、1～4は府立学校と同様の対応を要請、5は参考として対応を通知

緊急事態宣言解除に伴う学校園の対応について

令和3年9月29日

教育委員会事務局

- ・大阪府より、府立学校と同様の対応を要請されていることから、大阪府の取扱いに準じるものとする
- ・引き続き、感染拡大防止及び感染対策を徹底しながら、教育活動を実施する

○授業

- ・基本的な感染症対策を徹底し、通常授業・通常保育を継続する

○修学旅行等の泊を伴う行事

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施する

ただし、旅行先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は、中止または延期とする

○学校行事

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施する

○部活動

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施する

- ・合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む）は実施しない